

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

喜屋武小学校

※新型コロナウイルス感染症にかかった場合、「出席停止」となります。期間は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となっています。

※「症状軽快」とは、解熱剤を使わずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさなど)が改善傾向にあることを指します。

新型コロナウイルス感染症		発症後、最低5日は登校不可						発症後 6日目	発症後 7日目
		発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目		
①	発症後、1日目に 症状軽快		 症状軽快日	 軽快	 軽快	 軽快	 軽快	登校可	
②	発症後、2日目に 症状軽快			 症状軽快日	 軽快	 軽快	 軽快	登校可	
③	発症後、3日目に 症状軽快				 症状軽快日	 軽快	 軽快	登校可	
④	発症後、4日目に 症状軽快					 症状軽快日	 軽快	登校可	
⑤	発症後、5日目に 症状軽快					 症状軽快日	 軽快	登校可	
⑥	無症状で陽性反応 が出た場合	 無症状だが陽性						登校可	

※「発症した日」は病院で診てもらった日ではなく、新型コロナウイルスの症状が始まった日の事です。
主治医に発症日を相談、確認することをお勧めします。

※無症状で陽性となり、出席停止期間中に症状が出た場合は、①～⑤にそって出席停止期間が変更となります。
ご確認ください。

※同居家族が罹患した場合、児童本人が無症状で体調が良好であれば登校可。(出席停止の対象にはなりません。)